

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 2 月 21 日 (火) 第 389 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 漁船保険付保義務発生 (2 件) (水産振興課取扱い) 1
- 公共測量の実施 (3 件) (監理課取扱い) 1
- 公共測量の終了 (2 件) (監理課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大島支庁取扱い) 2

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 149 号

漁船損害等補償法 (昭和 27 年 法律 第 28 号) 第 112 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に よ り 届 出 を 審 査 し た 結 果 , 黒 之 浜 加 入 区 に つ い て , 同 法 第 112 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 同 意 が あ っ た も の と 認 め る。

令 和 5 年 2 月 21 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 告 示 第 150 号

漁船損害等補償法 (昭和 27 年 法律 第 28 号) 第 112 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に よ り 届 出 を 審 査 し た 結 果 , 喜 入 加 入 区 に つ い て , 同 法 第 112 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 同 意 が あ っ た も の と 認 め る。

令 和 5 年 2 月 21 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 告 示 第 151 号

測 量 法 (昭 和 24 年 法 律 第 188 号) 第 39 条 に お い て 準 用 す る 同 法 第 14 条 第 1 項 の 規 定 に よ り , 鹿 児 島 地 方 法 務 局 長 か ら 次 の と お り 公 共 測 量 を 実 施 す る 旨 の 通 知 が あ っ た。

令 和 5 年 2 月 21 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 作 業 の 種 類 公 共 測 量 (基 準 点 測 量 及 び 一 筆 地 測 量)
- 2 作 業 の 期 間 令 和 4 年 12 月 9 日 か ら 令 和 6 年 1 月 31 日 ま で
- 3 作 業 の 地 域 鹿 児 島 市 東 開 町 及 び 宇 宿 二 丁 目 の 各 一 部

鹿 児 島 県 告 示 第 152 号

測 量 法 (昭 和 24 年 法 律 第 188 号) 第 39 条 に お い て 準 用 す る 同 法 第 14 条 第 1 項 の 規 定 に よ り , 国 土 交 通 省 九 州 地 方 整 備 局 鹿 児 島 国 道 事 務 所 長 か ら 次 の と お り 公 共 測 量 を 実 施 す る 旨 の 通 知 が あ っ た。

令 和 5 年 2 月 21 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 作 業 の 種 類 公 共 測 量 (基 準 点 測 量)
- 2 作 業 の 期 間 令 和 5 年 1 月 30 日 か ら 同 年 2 月 22 日 ま で
- 3 作 業 の 地 域 曾 於 市 大 隅 町

鹿児島県告示第153号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 2 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（三次元点群測量）
- 2 作業の期間 令和 5 年 2 月 7 日から同月 20 日まで
- 3 作業の地域 枕崎市寿町地内

鹿児島県告示第154号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿児島地方法務局長から令和 4 年 3 月 8 日鹿児島県告示第174号で告示した公共測量の実施は、令和 5 年 1 月 31 日終了した旨の通知があった。

令和 5 年 2 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第155号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿児島市長から令和 4 年 6 月 28 日鹿児島県告示第554号で告示した公共測量の実施は、令和 5 年 1 月 27 日終了した旨の通知があった。

令和 5 年 2 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

大島支庁告示第 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 5 年 2 月 21 日

大島支庁長 新川康枝

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
指定福祉サービス事業所まんま	奄美市笠利町大字和野1373番地1	合同会社奄美パラダイス	奄美市笠利町大字和野134番地	中村さおり	令和 5 年 1 月 31 日	生活介護
Garden	奄美市名瀬小浜町27番 8 号	合同会社 S t e a d y & C o	奄美市名瀬小浜町27番 8 号	内堀 亮太	令和 5 年 1 月 31 日	就労継続支援 B 型